

# 神戸市社会福祉法人等指導監査要綱

平成9年7月10日

保健福祉局長決定

## (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人及び社会福祉施設（保護施設を除く。以下「社会福祉法人等」という。）が関係法令、通知等を遵守し、適正な運営を確保しているか否かについての指導監査（以下単に「指導監査」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

## (指導監査方針等)

第2条 指導監査は、国が示す処理基準等のほか、福祉局監査指導部長が必要に応じて定める指導監査方針等に基づき実施するものとする。

## (指導監査の種類)

第3条 指導監査は、一般監査及び特別監査とする。

2 一般監査は、指導監査計画に基づいて実施するものとする。

3 特別監査は、次のいずれかに該当する場合において、改善が図れるまで継続的に実施するものとする。

(1) 社会福祉法人等が、法令若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、当該社会福祉法人等の経営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。

(2) 度重なる一般監査によっても改善の措置が認められないとき。

(3) 正当な理由がなく一般監査を拒否したとき。

## (実施計画の策定)

第4条 指導監査の実施計画は、指導監査方針及び前年度までの指導監査結果等を踏まえて年度当初に策定するものとする。

2 実施計画の策定に当たっては、効果的かつ効率的な指導監査の実施について配慮するとともに、社会福祉法人等の実情を考慮し、その運営の支障とならないよう配慮するものとする。

## (連携)

第5条 指導監査は、介護保険法に基づく実地指導及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく実地指導と同時に実施するよう日程等の調整に努めるものとする。

## (一般監査の実施)

第6条 一般監査の実施に当たっては、監査の対象の社会福祉法人等に対し、監査実施日、

監査に当たる職員（以下「監査職員」という。）の氏名その他必要な事項をあらかじめ文書で通知するものとする。ただし、特に必要があるときは、これらの事項を口頭で通知することができる。

- 2 一般監査の実施に当たっては、当該社会福祉法人等に対し、事前提出資料のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求めるものとする。
- 3 一般監査は、公平不偏かつ懇切丁寧を旨とし、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとする。
- 4 一般監査に際しては、法人の役員並びに施設長及び関係職員（以下「法人の役員等」という。）の立会いを求めるものとする。

（特別監査の実施）

第7条 特別監査は、一般監査に準じて実施するものとする。

- 2 特別監査の実施に当たっては、前条第1項本文の規定にかかわらず、特別監査の目的又は効果、重要性又は緊急性の状況等を勘案し、監査の開始時に文書を提示する等の方法により行うことができる。

（監査結果の講評等）

第8条 監査職員は、一般監査終了後、法人の役員等の出席を求めて、監査結果について講評を行い、改善を要する事項について口頭で指示するものとする。

（監査結果に関する通知等）

第9条 一般監査の結果、是正又は改善を要する事項は、当該社会福祉法人等の長に対し、その内容及び改善方法を文書により速やかに通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知事項に対する是正又は改善の状況については、文書による通知の日から起算して概ね45日を目途とする期限を付して報告を求める。
- 3 前項の期限は、是正又は改善に要する期間の見込みや緊急度等を勘案し、必要に応じ、延長し、又は短縮することができる。
- 4 改善報告が期限を過ぎても提出されない場合又は報告の内容が不十分な場合には、必要に応じて監査職員を派遣してその状況を確認するものとする。

（行政処分等）

第10条 特別監査等において、社会福祉法人等の経営等に重大な支障が生じていると認められるにもかかわらず、是正の措置が速やかに講じられないときは、必要に応じ行政処分等を行う。

（指導監査結果の活用）

第11条 指導監査等の結果は、適宜集約し、運営に資するため指導所管課及び関係行政機関に提供することができる。

（指導監査情報の開示等）

第12条 指導監査に関する情報は、社会福祉法人等によって提供される福祉サービスの質

の向上及び福祉サービス利用者の保護に資するため、法令により非公開とされているものを除き、その提供に努めるものとする。

(施行細目の委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉局指導監査部長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月7日から施行する。